

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する 診療報酬等の請求の取扱いについて（6月診療分）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課より下記のとおり示されました。

1. 平成23年6月診療等分（7月提出分）に係る診療報酬等の請求について

- (1) 平成23年6月診療分（7月提出分）に係る診療報酬等の請求については、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとし、ます。なお、5月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関にご相談ください。

※ 6月診療分（7月提出分）からは、原則、すべての保険医療機関が通常の方法による請求を行うこととなります。

ただし、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する保険医療機関であって、5月診療分まで概算による請求を行ってきた保険医療機関のうち、引き続き、6月診療分においても通常の方法による請求が難しい保険医療機関は、今回の震災の甚大さに鑑み、個別の医療現場の状況を踏まえ柔軟な対応を行うこととされており、審査支払機関（国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金）にご相談ください。

- (2) 請求書の提出期限について

平成23年6月診療等分（7月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限は、平成23年7月10日（日）までとなります。

- (3) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求は、以下の方法により、診療報酬の請求を行ってください。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせる等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り、保険者を特定してください。

- ② 保険者を特定した場合は、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書の所定の欄に記載してください。保険者は特定したが、保険者番号を確認できなかった場合は、次の③の方法により対応してください。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は、当該記号・番号を記載し、当該記号・番号が確認できなかった場合は、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載してください。

- ③ 上部①の方法により、保険者を特定できないものにあつては、被災前の患者の住所または事業所名、確認している場合には、現在の患者の連絡先について、明細書欄外上部に記載し、国保連合会へ提出する分、支払基金へ提出する分、それぞれについて別に束ねて請求します。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものは国保連合会に請求します。被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求します。

また、保険者を特定できず、さらに、国保連合会へ提出する分なのか、支払基金へ提出する分なのか、不明な患者に係るものであっても、できるだけ状況を確認いただき、医療機関において国保連合会か支払基金かを選択し、請求してください。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連合会分は当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常どおり、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載してください。

(4) 医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平 23.3.15 厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求します。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、同一の患者について、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にして、通常明細書とは別に束ねて提出してください。

ただし、同一の患者について、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で(災2)と記載することとし、震災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載してください。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（別紙）に基づき記載してください。

② 一部負担金等の猶予をした時には、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号 51】などの「公費併用レセプト」となるもの）の対象とはなりません。このため、一部負担金等の支払いを猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求するものであっても、明細書は医保単独として取扱い、公費負担番号及び公費受給者番号は記載を要しません。

③ 入院分について、例えば月末に3月診療分の支払いを一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払いの猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払いの猶予対象者に該当することとなってからの診療分であることにご留意ください。

また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払いの猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払いの猶予対象者に該当することとなってからの診療分であることにご留意ください。

【参考】

被保険者の記号・番号が確認できず、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、

(不詳) (災1) と記載することとなります。

一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費または入院時生活療養費に係る標準負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額などをいいます。

2. レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求ではなく紙レセプトにより請求してください。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には、電子レセプトにより請求することも可能です。

電子レセプトにより請求する際には、電子レセプトの記録に係る留意事項を参考として記載してください。

3. その他

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その7）」により、平成23年7月1日からは、原則として、保険者に申請のうえ交付された「一部負担金等免除証明書」を提示して受診した場合のみ、保険医療機関等の窓口において一部負担金等を免除することとなり、この場合も引き続き、上記1（4）①のとおり、免除に係る明細書には欄外上部（電子レセプトの場合は摘要欄）に「災1」または「災2」と記載することになります。

電子レセプトの場合、レセプト特記事項に「96」または「97」も漏れずに記録することとなります。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載することとしていることから、一部負担金等の免除証明書を提示して受診した場合の医療機関の窓口における一部負担金の免除の場合は「免除」と記載することとなります。

電子レセプトの場合は、保険者レコードの「減免区分」に「2：免除」と記載することとなります。

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡3(2)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する
- 被保険者証の「記号」は記録しない
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡3(2)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

3. 事務連絡3(3)①関連

本事務連絡3(3)①において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡3(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること